

情報通信審議会 情報通信技術分科会 陸上無線通信委員会
デジタルコードレス電話作業班（第3回） 議事録

1 日時

令和元年7月25日（木） 10:00～11:55

2 場所

総務省10階 1002会議室

3 出席者（敬称略）

主任 : 杉山 隆利
 構成員 : 伊藤 泰成、大谷 満、金子 雅彦、上村 治、酒井 浩、阪口 啓、
 標 淳也、白石 和久、武久 吉博、近 義起、則武 潔、前田 規行、
 森川 和彦、森 睦巳、山下 朋人、
 オブザーバ 小松 潤
 随行者 安藤 桂
 事務局 : 総務省移動通信課 加藤課長補佐、鈴木係長、佐藤官

4 配布資料

資料番号	資料名	作成者
資料作3-1	sXGP 帯域拡張提案に対する意見	NTT ドコモ
資料作3-2	sXGP システムとの干渉影響に関する懸念事項	KDDI
資料作3-3	実態を踏まえた追加自営 PHS 制御 ch の保護規定と自営 PHS と sXGP の共用条件について	XGP-F
資料作3-3 参考	自営 PHS の制御 ch 移行に関する補足説明	沖電気
資料作3-4	公衆 PHS 帯域での周波数共用条件	XGP-F
資料作3-5	携帯電話との共用検討_作業班(第2回)の指摘事項の検討及び追加検討	XGP-F
資料作3-5 参考1	(構成員限り)携帯電話との共用検討の概要	XGP-F
資料作3-5 参考2	(構成員限り)携帯電話との共用検討(GB=5MHz)	XGP-F
資料作3-5 参考3	(構成員限り)携帯電話との共用検討(GB=1MHz)	XGP-F
資料作3-5 参考4	(構成員限り)携帯電話との共用検討(屋外利用時)	XGP-F
資料作3-5 参考5	sXGP 中継局の提案	XGP-F
資料作3-6	携帯電話との共用検討_所用改善量がプラスになっている組合せへの対応方法	XGP-F
資料作3-7	特定場所での利用について	XGP-F
資料作3-8	関係各社との運用調整スキーム案	XGP-F
資料作3-9	提案募集の結果	事務局
資料作3-10	高度化 DECT(仮称)提案資料	DECT-F

5 議事

(1) s X G P方式の周波数拡大案について

前田構成員から資料作3-1、伊藤構成員から資料作3-2に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

- 伊藤 構 成 員 : 公衆PHSサービス終了後は、KDDIの2GHz携帯電話が実施している運用制限を実施しない状況となることから、当該状況を前提とした干渉検討を行うべき。
- 構 成 員 各 位 : (特段異論なし)
- 伊藤 構 成 員 : 運用調整による干渉回避が必要となるケースが存在していることから、具体的な運用調整の仕組みを明確にする必要がある。
- 大 谷 構 成 員 : そのとおりであり、後程資料作3-8で説明するが、XGP-Fを中心とした運用調整の仕組みを検討している。
- 大 谷 構 成 員 : ドコモからの共用基準に関する提案に対しては、干渉があってもある程度LTEの機能で回避可能と考えており、この場では同意しかねることから、引き続き、協議させて頂きたい。資料作3-1のp31には、「1.7GHz帯端末の3GPP受信感度仕様が -104dBm/MHz のため」と記載されているが、3GPP受信感度仕様は $-91\text{dBm}/20\text{MHz}$ と認識している。
- 安 藤 様 : $-91\text{dBm}/20\text{MHz}$ を1MHz換算で $-104\text{dBm}/\text{MHz}$ と記載している。
- 大 谷 構 成 員 : KDDIからの意見に対しては理解している。次回の作業班においては、最大キャリア数や周波数配置を明確した形で、共用検討の結果等を改めて提示したいと考えている。

大谷構成員から資料作3-3、金子構成員から資料作3-3参考に基づき説明が行われた。主な質疑応答等は以下のとおり。

- 酒 井 構 成 員 : 弊社は、sXGP方式と自営PHS方式を併用したソリューションの展開を検討しており、その場合は、新制御チャネルを使用することが前提条件となる。新制御チャネルを保護対象としないとの提案については、この場では同意しかねる。一方で、sXGP方式の展開を考えると、新制御チャネルを保護対象とすることは不利益になる可能性があることは理解しており、引き続き、意見交換したい。
- 金 子 構 成 員 : 新制御チャネルの保護ありなしに関わらず、sXGP方式との併用は難しいのではないかと考えており、引き続き、意見交換したい。
- 酒 井 構 成 員 : 自営PHS方式については、新スプリアス対応のために設備更新をしたばかりのユーザーもおり、当面の間は継続利用していくことが考えられることから、その点についての考慮も必要と考えている。
- 大 谷 構 成 員 : 引き続き、意見交換したい。
- 武 久 構 成 員 : 資料作3-3のp10の図は理解できるが、p11とp12の図では、DECT方式と周波数が重複しているように見える。
- 大 谷 構 成 員 : 今回は自営PHS方式との共用に重点を置いて資料を作っており、誤解を招く図となり申し訳ない。実際は保護することを考えており、図の作成には留意する。

近構成員から資料作3-4に基づき説明が行われた。主な質疑応答等は以下のとおり。

- 上 村 構 成 員 : 公衆PHSは現在もサービスを提供しており、ユーザーを保護する必要がある。近構成員からの提案の内容であれば、公衆PHSとsXGP方式は共用可能と考えおり、周波数の有効利用の観点からもsXGP方式の周波数拡大については同意する。

大谷構成員から資料作3-5及び資料作3-6に基づき説明が行われた。主な質疑応答等は以下のとおり。

- 武 久 構 成 員 : 中継する周波数は、既存のものや公衆PHSを含むのか。
- 大 谷 構 成 員 : それはまだ検討中である。
- 武 久 構 成 員 : キャリアセンスがあるかどうか確認させてほしい。
- 大 谷 構 成 員 : 周波数によってキャリアセンスが必要かどうかあるかと思う。次回の作業班にて確認させてほしい。

近構成員から資料作3-7に基づき説明が行われた。主な質疑応答等は以下のとおり。

- 杉山主任：特定場所として個別に扱う必要があるのか？必要な共用条件さえ合意されれば、その範囲内で利用可能になるものであり、個別に扱う必要性が不明。
- 近構成員：sXGP方式の親機は一の構内で固定して利用することが前提となっている。船舶内や航空機内など移動する閉空間内での利用について検討したいと考えている。
- 杉山主任：それでは、特定場所というよりは、移動体の閉空間での利用と改めた方がいいのではないか。
- 近構成員：承知した。
- 森川構成員：DECT方式に対しても自営/公衆PHS方式に対しても、キャリアセンスをしないということか。
- 近構成員：ご理解のとおり。
- 森川構成員：DECT方式は免許不要局で誰もがどこでも使えるものであり、特定場所であっても混信しないことを担保することは困難と認識している。
- 近構成員：利用条件として、DECT方式を使わないことなどを担保した上で、運用することを考えている。
- 阪口主任代理：特定場所という単語は、電波法令で使用されている単語なのか。
- 近構成員：特定場所という単語については、適切な単語に修正させて頂く。
- 武久構成員：ちなみに、公海上の船内で使用する無線システムについては、どの国の法令が適用されるのか。
- 伊藤構成員：一般的には船籍に応じた法令が適用され、日本船籍なら日本の電波法が適用されると承知している。

近構成員から資料作3-8に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

阪口主任代理：図中の中心に公的機関とあるが、公的である必要があるのか。

近構成員：必ずしもその必要はないと考えている。

事務局から資料作3-9、武久構成員から資料作3-10に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

上村構成員：DECT2020方式とは、3GPPの規格は含んでいないという理解でよいのか。

武久構成員：ご理解のとおり。

(2) その他

事務局より、次回会合については、本作業班の意見をふまえ、別途日程調整の上開催する旨を周知した。

(閉会)